国際調査機関 ＰＨ	フィリピン知的財産庁			附属書 Ｄ ＰＨ
次の受理官庁を管轄する国際調査機関	ＰＨ，ＷＳ，ＵＳ[1]			
国際調査機関に支払う手数料：				
調査手数料（ＰＣＴ規則16)[2]	スイス・フラン（CHF） ユーロ（EUR） 米国・ドル（USD）	513 547 600	171[3] 182[3] 200[3]	
追加の調査手数料（ＰＣＴ規則40.2)[4]	USD	600	200[3]	
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則44.3）	書類１通につき USD 20		10[3]	
写しの入手方法	当該国際調査機関は，国際調査報告を電子メールで送付する場合，列記された文献の電子形式による写し１通を無料で出願人に提供する。国際調査報告を郵送する場合，写しは提供されない。 指定（選択）官庁は pct@ipophl.gov.ph に電子メールで請求することによって，写しを無料で利用できる。出願人は上記の手数料を支払う。			
国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.1の3)	書類１通につき USD 20		10[3]	
異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）	USD	400	200[3]	
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)）	USD	200	100[3]	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にＰＣＴ第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100％払戻し 当該調査機関が先の調査から利益を得る場合：利益を得る程度に応じて50％払戻し			
国際調査のために受理する言語	英語			

［次頁に続く］

1 フィリピン知的財産庁は，ＵＳＰＴＯから各財政年度中に75件を超える英語による国際出願を受領しないことを条件として管轄する。

2 この手数料は受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち１つ）で受理官庁に支払う。

3 この額は，出願人が小企業，すなわち資産が１億ペソ（P100M）以下の自然人若しくは法人，又はフィリピン政府の組織，当局，官庁，行政局，行政単位であって，政府が所有又は管理する企業，国立大学及び単科大学，並びに政府が所有又は経営する学校を含むものに該当する場合に適用される。

4 この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

ＰＨ	フィリピン知的財産庁（続き）	ＰＨ
国際出願が，この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合，国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認めない	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	CD-R，DVD-R	
調査しないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，フィリピンの国内特許法の規定に従い特許付与手続において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[5]	
別個の委任状が要求される特別の状況	当該官庁が，代理人が選任した復代理人，若しくは共通の代表者が選任した新たな代理人から通告又は通知を受領した時：又は，当該官庁が，出願人により以前に選任された代理人若しくは共通の代理人に代わって，出願人により選任された代理人若しくは共通の代表者から通告又は通知を受領した時：又は，当該官庁が，願書様式に記載されていなかった追加出願人の氏名若しくは名称を提出する代理人又は共通の代表者から通告又は通知を受領した時	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[5]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	当該官庁が，代理人が選任した復代理人，若しくは共通の代表者が選任した新たな代理人から通告又は通知を受領した時：又は，当該官庁が，出願人により以前に選任された代理人若しくは共通の代理人に代わって，出願人により選任された代理人若しくは共通の代表者から通告又は通知を受領した時：又は，当該官庁が，願書様式に記載されていなかった追加出願人の氏名若しくは名称を提出する代理人又は共通の代表者から通告又は通知を受領した時	

5 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。